

第35回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年5月10日(水)

午前8時55分～午前10時20分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第35回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年5月10日(水) 午前8時55分～午前10時20分

2. 場所 遠賀町役場2階 大会議室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔(欠席)
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 5月の農業相談委員

2番 高崎 洋介 委員

3番 石井 佐千生 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第5条の規定による許可申請について

(株式会社 ●●● 代表取締役 ●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●)
- ④ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理特例事業)
- ⑤ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理事業)

(2) その他の案件

- ① 地域計画アンケートについて
- ② 農業委員の改選について
- ③ 遠賀町農業振興地域整備促進協議会の委員の委嘱について
- ④ お別れ旅行について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖
事務局職員	大村	亮介

開 会 8 時 5 5 分

議長

おはようございます。

本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中6名の出席です。瓜生委員から欠席の連絡が来ております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第35回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長

それでは次第の2、本日の農業相談員は2番高崎洋介委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第5条申請関係3件、農用地利用集積計画関係2件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 では議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が田園三丁目に事業所を置く株式会社 ●●● 代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が北九州市小倉南区にお住まいの●●●●氏です。
申請地が3ページの字図にありますように大字木守字西1546番1、1547番3、大字木守字下浮州1628番4の3筆で、地目は畑、面積は合わせて651.88㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。
なお、対象となる農地は3ページの字図の薄く網かけした土地3筆であり、本事業は対象農地以外に敷地内の宅地等6筆と一体利用する計画となっております。農地以外の土地を含めた面積は合計1923.69㎡となっております。
申請理由は事業所の建設となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。
なお、対象農地は自宅の庭として長年使用されており、始末書が添付されています。
4ページが事業計画書です。申請者の事業目的は介護施設の建設で、施工計画は令和5年6月から着工し、令和5年11月完了、12月に営業開始となる見込みです。
5ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝を通じて水路および側溝への放流。汚水・生活雑排水は公共下水道へ

の接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「敷地をコンクリートブロック・メッシュフェンスで囲い、地表はアスファルト舗装する」こととなっております。

6 ページが現況平面図です。住宅敷地のうち1546番1、1547番3、1628番4の3筆が今回の対象農地となっております。

7 ページが土地利用計画図です。現在県道沿いはフェンスが設置されていますが、事業所建設後は県道側から進入するようになります。敷地の道路から見て奥側が通所介護施設、手前側が就労支援施設となる予定です。敷地の周囲はCBおよびメッシュフェンスで囲む計画となっております。

8 ページが縦横断図です。切土・盛土の予定はありません。なお事業所の2階は従業員の寄宿舍にもなっています。

9 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

10 ページが始末書です。「下記の農地について、農地法について不知であり、土地を宅地として利用することに許可が必要であることの認識がなく、無許可で宅地用地として利用していたことを深くお詫び申し上げます。以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたしますので、今回の農地転用については受理・許可くださいますようお願い申し上げます。」とのことです。

次に議案書の11ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が広渡にお住まいの●●●●氏、譲渡人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●氏です。

申請地が13ページの字図にありますように大字今古賀字貴舟433番で、地目は畑、面積は595㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅の建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長さんの条件付き承諾となっ

ております。

14 ページが水利関係承諾書です。

条件は「転用申請地内にあるバルブや管を切断撤去し農業用水が私有地に逆流しない措置を講じること。撤去後のバルブ等は業者の責任で処分すること。工事の時期が稲作時期と重なった場合は事前に生産組合長と対応を協議の上、撤去工事を行うこと」というものになっております。

16 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「水路側境界にコンクリートブロックとフェンスを設ける」こととなっております。

17 ページが現況説明図です。道路側に給水用配管の設備があり、こちらは撤去予定となっております。

18 ページが土地利用計画図です。水路および隣地との境界にはコンクリートブロックとフェンスが設置される予定です。

19 ページが縦横断図です。切土・盛土の予定はありません。

20 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行いた承を得ています。

続きまして議案書の21 ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が宮若市にお住まいの●●●●氏、譲渡人が鬼津にお住まいの●●●●氏です。●●●●氏は●●●●氏のお孫さんになります。

申請地が23 ページの字図にありますように大字鬼津字山ノ下1902番1で、地目は畑、面積は34㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

なお大字鬼津字山ノ下1898番1については、一体利用する予定となっております。面積は合計して692.42㎡です。

申請理由は住宅敷地の一部、進入路として使用する予定とな

っております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても生産組合長さんの無条件承諾となっております。また当該農地の一部が現在進入口として使用されており、ブロック塀がかかっているため、始末書が添付されております。

24ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流および自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「アスファルトで舗装する」こととなっております。

25ページが現況平面図です。南側の三角地の部分が申請地となっております、一部が既存敷地への進入路として使用されています。

26ページが土地利用計画図です。現在敷地内への進入路が狭いため●●さんに譲渡し、住宅を建築するに当たって入口部分の農地を舗装し、畑部分全体を進入路として使用するものです。

27ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

28ページが始末書です。「下記の土地の一部を農地法に基づく転用手続きをせず、平成7年10月頃より無断で転用行為を行い、自己住宅敷地の一部ブロック壁設置および進入出口として利用していました。これは当時の前面道路拡幅のため遠賀町土地収用事業時に施工したもので当該部分につきましては以前より耕作をしていなかったことはもちろんですが、併せて農地法についてよく理解していなかった私の不徳といたすところです。以後このようなことが無いよう十分に注意いたしますので、寛大なる措置をくださいますようお願い申し上げます。」となっております。

続きまして議案書の29ページをお開きください。付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。

譲受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●●氏で、申請地が31ページの字図にありますように大字尾崎字馬場久保399番1、地目は畑、面積が4,467㎡、大字尾崎字馬場久保404番、地目は畑、面積が445㎡の2筆です。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。
地区担当の吉田茂三委員から報告をお願いします。

地元委員 (6番) 特に問題は無いようですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。
地区担当の私から報告をいたします。

本件については母親が施設に入って空き家状態でした。今回孫娘が購入して家を建てるものです。現地を見ていただいた通りなかなか入りにくいところで、今回このような形で手前の土地を道路として使用するものです。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 はい、議案書の32ページをご覧ください。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認についてでございます。
全13筆、7,571㎡です。
円滑化事業の契約満了による中間管理への切替による利用集積計画となっております。
なお、今回より様式の改正により耕作者名を記載しております。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは本案件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①について説明。
その他の案件②について説明。
その他の案件③について説明。
その他の案件④について説明。

議長 それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 最後にその他皆さんの方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長

それではご意見等無いようでございますので、以上をもちまして第35回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 2 0 分